

書 評

大河内曉男著『近代イギリス経済史研究』

——国内市場の研究——

米 川 伸 一

本書は一国の資本主義的發展において国内市場の果たす役割を重視する経済学の古典学派を生誕せしめたその社会経済的基盤に、経済史の側から分析を進め、その理論の拠って立つ背景を実証を通じて明らかにした手堅い労作である。これを行なうに当って、著者はその素材を今まで専ら論議の対象とされて来た毛織物工業を避けて生産財たる製鉄・鉄工業に求められて、周知の「局地的市場圏」から全イングランド的市場成立への胎動を、市場圏の拡大と統一価格の形成という二側面から跡付けようとされたものである。

本書の骨子をその構成の順を追って叙述すると、まず第一章「西部ミッドランズ金属工業からみた一八世紀イギリスの市場構造とその発展傾向」は、バーミンガム・ブラックカントリを

中心にした一地域を対象にして、その市場構造の急激な変貌を俯瞰したもので本書の導入部を成している。即ち、当地域は一六世紀を通じてなお地域内での充足的な再生産圏、即ち「局地的市場圏」を形成しているという当時のイングランドにおいてはむしろ後進の様相を呈していたのであったが、市民革命前後における製鉄・鉄工業の発展は、当部門の不均等の発展を推進力として「地域的市場圏」への編成がえをもたらし、更に思つて間もなく一八世紀に至ると全イングランド的な市場形成への動きを見せる。一地域における急激な経済発展を考察する上で示唆される所が多い。ところで、このような全国的市場成立への歩みは、何も製鉄産業においてのみ観察される現象ではない。穀物、毛織物などの主要な商品についても、このような動きが当然予想される。これはことの性質上実証するに著しく困難な課題なのであるが、著者は一八世紀前半期において道路補修を要求する下院への陳情書が急増するという事実に着目され、これはこの時期に至り商品の運送量が増加した結果起こった現象であることを史料的に実証されつつ、同じく中央文書に依拠して「地域的市場圏」から全国的市場成立への高まりをも把握された。これが続く第二章「道路交通からみた一八世紀前半イギリスの国内市場」の要点である。

他方、全国的市場の成立とはこれを経済学的に論証せんとなれば、何よりもまず価格形成のメカニズムにおいて捕えらるべきことは論を待たない。この困難な要請に意欲的に取組まれたのが第三章「一八世紀前半イギリス国内市場の価格組織——い

わゆる『ビュウドリ相場』とその意義——である。ここではまず最初に鉄価格の決定に「全国的規模での変動」が見受けられたことが、下院小委員会の報告を通じて明らかにされ、当時「ビュウドリ相場」(ビュウドリとはセヴァーン河に臨むウィスターシャ北部の市場町)なるものが存在し、それがイングラントにおける鉄価格の基準と見做されていたことに注目される。そして、ビュウドリがバーミンガム地域を指して集まって来たあらゆる種類の鉄の全国的集産地であり、ここでの取引相場が「ビュウドリ相場」に他ならなかったとされる。以上の前提を踏まえた上で、著者はこの「ビュウドリ相場」の経済学的分析に移り、現存せる二つのパンフレットの提示する鉄製造の費用計算書と「ビュウドリ相場」とを照合させつつ、両史料中の棒鉄価格がビュウドリへの運送費を考慮すればほぼ一致していることを指摘、余剰価値率、利潤率が試算せられ、利潤率の均等化が示唆される。言うまでもなく、これは全国的市場の成立を暗示するものに他ならない。

次に問題になるのは経済主体である。バーミンガム・ブランクカントリ地域の金属工業の発展を支えたトレーガーはどのような階層に属するものであったろうか。更に彼らの営む経営形態にはどのような特徴が指摘せられるであろうか。これらの設問に答えようとされたのが第四章「一八世紀バーミンガム・ブランクカントリ地域の金属工業の経営形態」に他ならない。本章では著者は、通例大規模経営の例外的な事例と見做されているソホ製造所、ティラー製造所などが、実は、バーミンガム地

域における作業規模が幾十人に達するような中規模マニュファクチャの広範な存在に支えられ、その頂点に位置したものであったことを週刊新聞の広告などに依拠されつついきいきと描写され、更に、彼ら上層の経営者たちが多数の小親方の分解の所産であることを示しつつ、小生産者の分解の理論を実証せんとされたものである。

ところで、前章において金属加工業における小生産者分解の様相が実証を経て説明せられたにも拘らず、生産財部門の基軸たる製鉄業においては、その技術的性格から由来するものとしてそもそも初発から大規模な資本制経営として営まれたという通説が支配し、「小生産者の発展」に対する強力な実証的批判となっている。そこで著者は、次章「一八世紀前半イギリス製鉄業の経営とその企業形態」において、初発から資本制の大経営として成立したことは必ずしも前記の発展の道を拒否するものではないことを実証せんがためにかような企業が如何なる形態によって営まれたものであったかを説明されるのである。そして、この鍵を握るものは製鉄所賃貸経営とパートナーシップという二つの経営方式であり、これにより、自己資本だけでは経営能力のない小生産者の経営者が他人資本に依存することによって大規模資本制的経営を営むことが可能になったのであると説明される。この場合「賃貸経営」とは、土地に付属した形態での固定資本を地主が用意しそれを経営者に土地とともに賃貸する様式を指し、これにより経営者の資本負担が減ぜられた。同様にパートナー制も機能・無機能を含む複数の資本提供

者から資金の提供を得ることによって個人資金ではおおよそ不可能な大規模経営への道を開いたのであった。

最後の第六章「一八世紀前半イギリス金属工業における保護制度——いわゆる鉄条令——」は、鉄を廻って行なわれた第一次製品製造業者と加工業者の対立を論じたものである。既述のように鉄を主体とする生産財産業は一八世紀前半のイングランドにおいてマニユ経営の花を咲かせ全国的市場形成への胎動を見せ始めつつあったのであるが、同産業の内部における二者の利害は必ずしも一致するものではなかった。周知のように、当時はなお国産の優秀な棒鉄は加工業者の需要に応じきれず、高い関税をくぐって北欧からの棒鉄輸入が継続していた。一方では、加工業者は関税廃止によって安価な棒鉄輸入を強く要請するとすれば、他方では、製鉄、就中、精練業者は輸出禁止によって国内資源を開発し、基幹産業が他国に依存することの危険性を声を大にして叫んだ。著者はこのような情況の中で制定された一七五〇年の「鉄条令」が見せかけはともかく、実質において製鉄業者の要求を入れたものであり、それを勝ち取るに当りブルジョア化した地主層の示した支援を見逃すことは出来ないと強調されるのである。

以上が本書各章の骨子であり、エピソードの、「産業革命への展望」においては、かくて全イングランドの市場の形成を目前にしつつあった金属工業は、既に十分に機械技術の導入によって産業革命の道を幕進する前提条件が成熟しつつあったことが強調されて筆が置かれている。

二

われわれが評価する歴史領域の業績においては二つの系列を区別することが可能であろう。一つは、理論的な構成において一步を譲るが着想が新鮮でその新しい視角から史料を駆使して学界に問題を投ずる先駆作。他は、既存の分析視角を引継ぎ実証的密度を格段に高めたアカデミックな労作。本書は後者に所属する恐らく最高級の作品と言えよう。著者の依拠する理論は古典学派の分業論であり、更にはそれを踏まえた大塚久雄氏の「局地的市場理論」である。この点特に目新しいものは何もないし、理論的發展を意図した処も読み取れない。しかし前記の理論は十分に消化され、著者のものとなっているように見受けられた。

加うるにわれわれが研究者の着想を評価する時、分析視角、即ち理論的着想ばかりでなくある意図に適合的な史料を掘り出すという、史料の着眼が重要になる。この点本書には著者の資質を証明するに足る史料の利用方法が随所に提示されているようにみうけられた。問題の領域における史料がマニユクリプトに至るまで丹念に渉猟されているというだけではない。第二章において庶民院の陳情書に着眼して社会的分業の状態を解明せんとされたのは、若しこれが著者のオリジナルな着想であれば、その史料に対する勘のよさを端的に示されたものと言えよう。今までわが国では不当にかえり見られることのなかった鉄工業という生産財を素材的に対象に選定されたのも当時の学界

状況を思う時、著者の姿勢は積極的に評価されてよいのではあるまいか。更に、本書の各章はその夫々が各々有機的連関を有しており、しかもなおそのどれを取出しても独立の論稿として高く評価し得る水準に達している。本書は今後必ずや息の長い学問的生命を保持し続けるであろう。

三

細部に亘る論評を本稿で行なう意図はない。ここでは唯一つ、第五章を対象に利用された史料の解釈を廻って別の理解を提出して稿を終えたい。必ずしも著者の結論とは無関係ではないが故であるが、史料自体を検討し得なかったことを付言して置こう。

問題はA・ダービーによる製鉄業の賃貸経営における貸借契約に関してである。一七一四年に契約を更新してからダービーは「新高炉」を自費で建設し、以後それはダービー家の資産目録中に記入されていたのであるが、三四年の契約更新の際に賃貸者の所有物件として貸借対象の一つに明記せられている。著者によればこのような例は他にもしばしば見られるという。著者は、恐らくこれは、それを支持する史料の根拠はないが、地主がそれを買取り、それに応じて地代の引上げを行なったものと推定し、借地人(「経営者」)の資金がこれによって節約せしめられ、土地所有者による工業金融の一形態であるとされるのである。

しかし、遺憾ながら著者のこの史料解釈はイギリス農業史の

通説に照らして見れば到底支持することは出来ないといしか思えない。地主にとって見れば、固定資本の投下はそれが農耕地であろうと製鉄用地であろうと全く同一であり、当然のことながら借地人がテナントと記入されているように、ここに提示された契約書はその形式から考えても地主・借地農間の借地契約書と同じ性質のもものと見做して何の不自然もない。とすれば、これは契約更新時における借地人の投下資本補償の問題(借地農における「消耗されない価値」の補償)である。結論的に言って、私は高炉が無償で地主に帰属したものと見做さざるを得ない。借地人の投下した資本が契約期間が切れた際に地主に帰属することは、当時の確立された法慣習であり、だからこそ農地に関しては借地農の補償問題が起こるのである。

更に著者は借地関係の推移を示したのち、「注目すべきは、工業資本家が、極力土地の所有を避けて、作業場設備と同様、可能な限りは土地を賃借して経営を続けたという事実である」(p. 166)と結論されるが、本書の叙述から私の受けた印象は全く逆である。ダービー家は一七七六年に一八世紀初頭から当時まで賃借していたメドリ・マナを購入して同時に土地所有者になった。その間に契約更新は三四年について五五年に一度あった。即ち二一年借地である。次に再度の二一年借地の期限が切れた時彼は土地を購入したのである。しかし、一七八〇年に増設資金調達のため必要上マナは売却せられ以後賃借経営に逆もどりし、一八〇六年、二七年に契約が更新されたが、その後三八年から再度土地の購入が始まり四五年には敷地の全域に亘る土

地所有者となった。

問題なのは次の点である。著者自身も指摘されるように、産業資本家にとって理論的には土地所有者にならねばならない理由は「何一つ存在しない」。それにも拘らず、彼が土地所有者になったという事実こそが重要なのである。著者は「工業資本家が極力土地の所有を避けた」と言われるが、それは土地売買が単に買手の意志によって決まるとする単純すぎる想定であろう。若し当マナがこの時代にしばしば観察されたように「限嗣相続」の認定を受けていたら売手・買手の意志に拘らず土地は売却し得なかった！むしろ当時のイギリス史の教える所によれば、土地が売買されるか否かは買手（この場合は産業資本家）の意向よりも決定的に売手（地主）の事情に左右されたはずである。

私の推量に従えば、恐らくダービー家は幾分なりとも資金的な余裕が出来れば土地の購入を志していたのであった。それは当時土地所有者に与えられたプレスティジを別としても、三四年の契約更新の際に彼らテナントの投下資本が契約期限の到来とともに補償なく地主のものとなり、それに対して地代の増額を要求される（しばしば同時代人の諫言の対象となったように地主・借地農間の契約においてはこれが常態であった）という事態が、土地購入の一つの動機であったと思われる。しかし彼のこのような望みも次の契約時においては恐らく地主の承認を得られなかったがために実現せず、再度の契約更新を行なった七五年に遂に達成されたと見るべきであろう。地主にとりマナ

を手離すということは地方的名声の失墜を意味したから何らかの特別な事情が彼の側に存在したものと思われる。しかし既述のようにその後数年にしてマナ（土地と製鉄設備）は資金調達のために必要上売却せられ、（この場合でも、買手はパートナーであることに注意）それ以後賃借経営が行なわれた。にも拘らず土地所有者たんとする意志は衰えることなく、その後既述の如く再度購入に乗り出し、遂に四五五年にその意図を達成するのである。

借地農が契約期間中に納屋や牛舎を借地に建設する。これは期限が切れると地主の所有物になり地主のマナの諸設備に合体して地代が増額せられる。借地農の改良が地代の増加となってはね返って来る。これが一八世紀以降借地権強化の運動が起り来る由縁である。この場合、これが地主に帰属するか否かは問題の投資物件が土地に附属しているかどうかによって決められた。製鉄や炭坑業者の借地契約にも同様のことが言えたのではない。高炉は土地から移動させることが出来ない。そのため当然イングランドの土地法においては地主の所有に帰属する。これは決して突飛な想定ではない。一九世紀中葉においてさえ納屋に取り付けられた農機具が地主の所有物と見做されたという事実さえ記録されている。とすれば、地主が固定資本のための資金を投じて賃借経営を借地人に行なわしめるということも、このような経営様式を必然的に生み出さざるを得ない事情があったことが解るであろう。これは近代イギリス経済史を理解する上できわめて興味ある論点であると思われるので機会

があれば別稿において触れたいと思う。

本書は著者の新制博士論文を主体としたものである。今後学界の著者に期待する所は甚だ大きく、又、その期待は必ずや充分に満たされるであろうことを信じて疑わない。雑駁な論評におわり恐縮であるが、若し著書の意に反した読みちがいがあればお許し戴きたい。

(1) 土地自体の値あがりを考慮した上での購入は考えられないことはないが、産業資本家が自己の工場敷地の値あがり

りを見込んで土地所有者となることは決して常態ではないであろう。

(2) もっともこのような事態が常態として何時までも続いたわけではないであろう。これは非常に難しい問題であるが、とりあえず最も信頼の置ける書物として F. Pollock, *The Land Laws*. (1896) をあげておこう。

(一橋大学講師)